

大分県報

平成三十年
号外（五一）
四月一日

（日曜日）

目次

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………二

○人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「部長」を「県参事、部長」に改め、「理事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を削り、「危機管理監」を「防災危機管理監」に改め、「市町村振興監」の下に、「地域福祉推進監」を加え、「社会参加推進監、防災危機対策監」を「危機対策監」に改め、同部の保健所の項中「次長」の下に、「副所長」を加え、同表の人事委員会事務局の項中

課長	五種
参事（総括）	七種

を

平成三十年四月一日

参事監	三種
課長	五種

に改め、同表の監査事務局の項中

局長、次長	三種
-------	----

を

局長	一種
次長	三種

に改め、同表の教育委員会の部の教育

センターの項中「者」の下に、「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加え、同部の歴史博物館の項中

館長	六種
副館長	七種

を

館長	六種
----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「部長」を「県参事、部長」に、「危機管理監」を「防災危機管理監」に改め、「施設整備課施設整備推進監」を削り、同部の県税事務所の項中

大分県報号外（人事委規則）

「自動車税管理室長」を削り、同部の保健所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、同表の教育委員会の部の本庁の項中「改革企画班主幹」の下に「副主幹」を加え、「企画・学校管理班」を「企画・予算班」に、「社会教育課管理予算班主幹」を「社会教育課管理予算班参事」に改め、同表の人事委員会事務局の部中「事務局長」の下に「参事監」を加え、同表の監査事務局の部中「総務・財援監査班参事」を「総務・財援監査班課長補佐（班の総括である課長補佐に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十二号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表の玖珠町の部の本庁の款の教育委員会事務局の項中「課長」の下に「室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。